

## 組合事務所に新メンバーが加わりました！

組合事務所に電話して「おおっ！ソフトな女性の声が！」と驚かれた方もすでにいるかもしれませんね。9月から、新人職員の砂長谷百恵（すなはせ・ももえ）さんが働いています。「買い物、テレビ映画鑑賞、スキー、食べることが趣味」という外出好きの行動派ママです。「お肉もデザートも大好きで、体形は大きく成長し続けてい



る」そうですが、差し入れはいつでも歓迎です。事務所スタッフ全員、お菓子で順調に成長し続けています。「1日でも早く！何か一つでも！組合員さんのお役に立てるように！」と、ノートに仕事内容をメモしながら頑張っています。

声を一度聞きたいと思われたら、組合事務所にお電話を！残念ながら男性の中本さんが電話口に出たら、再チャレンジしましょう。

## 組合員ら26人が参加 嶺北分会が第12回交通安全講習会開催！

嶺北分会は9月22日、越前市商工会議所で第12回交通安全講習会を開き、組合員ら26人が参加しました。西弘明分会委員長の挨拶で始まり、講師の越前警察署の大家学交通課長がクイズで「交差点での優先はどちらか？」などを説明し、盛り上がりました。質疑応答では、今話題のあおり運転について、質問が出ました。



参加者から「車間距離が何メートルであおり運転になるのか？」などの疑問が出されました。

## これからみんなに消費税が影響してきます！

### インボイス制度 Q & A



### 下請業者が免税事業者との取引を敬遠

Q：下請業者は免税事業者との取引をなんで嫌がるの？  
A：その仕組みが分かりにくいんだけど、簡単に言うと、下請業者が免税事業者と取引すると、消費税の納付額が増えて損する仕組みになるんだ。下請業者は、免税事業者のダンブ一人親方を使うのを敬遠するようになる可能性が高いんだ。

Q：なぜ、そんな制度を導入しようとしているの？  
A：今回のインボイス制度は、免税事業者が得ていた益税の排除が目的の一つと言われているよ。免税事業者は、取引先から消費税をもらっても、今までは納付する必要がなかった。これが益税だ。今回の制度導入は、まさに、1000万円以下の免税事業者がターゲットといえるかもしれないね。

### 免税事業者を課税事業者に誘導する狙い

に誘導するのが国税庁の狙いなんだ。  
Q：売り上げが1000万円以下でも消費税を納付することになるの？  
A：その通り。確定申告の時期に、所得税と消費税の2つの申告をしないといけないよ。つまり、免税事業者に認められていた益税を今後は納めないといけないということだね。

## 2022年12月までに課税事業者になるかどうか判断

Q：具体的には、何をすればいいの？  
A：制度の開始は、2023年（令和5年）10月からだけど、2022年（令和4年）12月までに、免税事業者のままで行くか、課税事業者になるか決める必要がある。課税事業者を選択するなら、税務署に申請しないといけないんだ。  
Q：2022年12月を過ぎるとどうなる？  
A：2023年に入ってしまうと、途中から課税事業者になることはできないんだ。だから、制度開始時に課税事業者になれないことになる。2024年からは課税事業者になることはできるけど、自分の取引先の意向をしっかりと聞いておくことが重要だよ。



角田季代子中央執行委員長から、表彰状を手渡される久保浩美書記長

## 大会が開催されました！ 建交労第21回全国定期

8月31～9月2日の3日間の日程で、磯部ガーデン（群馬）で開かれ、久保浩美書記長と中本誠治書記次長が代議員として参加してきました。今回は、建交労結成20周年記念パーティーが催され、バンド演奏などもあり、大会参加者で盛り上がりしました。毎年実施されている機関紙コンクールでは、北陸ダンブ支部の機関紙「ダンブ・土木建設の仲間」が2年連続で努力賞を獲得しました。

## 交通安全推進団体の証 オレンジレート掲げて仕事 をしよう



オレンジプレートが労災保険加入者の証明になっています。仕事には必ず掲示しましょう。

訃報  
福井県越前市 上田 武司さん（70歳）  
令和1年9月2日、病氣のため逝去されました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

### お知らせ

10月から消費税率が引き上げられることに伴い、毎月の組合費などの振替手数料が変更になります。  
記  
2019年10月1日振替分より  
改正前 108円  
改正後 110円  
不明な点は、組合事務所までお問い合わせください。

以上

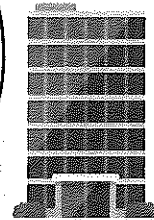
# 消費税インボイス制度について学習を始めよう！

## 売上1000万以下の免税事業者に大きな影響が出る可能性大！！

### インボイスがあるとないのでは…

消費税10%のケース  
1日常用単価 4万4000円  
工事代金 6万6000円

免税事業者を使うと、税負担が増えるぞ…



#### 【ダンパー人親方】



適格請求書  
(インボイス)

#### 【課税事業者】



請求書  
(インボイスなし)

#### 【免税事業者】

#### 【下請業者】

売上 6万6000円 工事代金 6万6000円  
仕入 4万4000円

納税額 2000円

※インボイスがあるため、4000円分の仕入れ  
税額控除が認められる

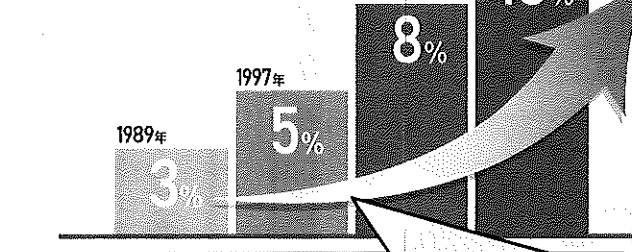
#### 【元請】

売上 6万6000円 工事代金 6万6000円  
仕入 4万4000円

納税額 6000円

※インボイスがないため、4000円分の仕入れ  
税額控除が認められない

### 消費税10%へ



導入当初、売上3000万円以下は免税だから、個人事業主は関係ないと言っていたのに…。結局、導入から30年かけて、零細業者からも徴収する税制になってしまいました。

### 免税事業者の対策は？

排除されないためには、売上が1000万円以下でも、課税事業者になつて、インボイスを発行するしかありません。しかし、そうすると、今後は消費税を納税する必要が生まれ、今まで認められていた益税がなくなり、同じ売上なら、実質的に所得減になるという問題が生じます。

免税事業者は排除対象に？  
左の囲み記事をご覧ください。  
例えば、下請業者が1日常用4万4000円でダンパーを使用し、その工事代金として元請に6万6000円を請求したとします。  
下請業者は、インボイスの請求書を発行できる課税事業者のダンパーを使えば、税額控除が認められ、消費税の納税額は2000円となります。一方で、免税事業者のダンパーを使用した場合、インボイスがないため、納税額は6000円となってしまいます。  
下請業者は、免税事業者を使うと納税負担が増えるため、免税事業者を取引先から排除する可能性があります。

### 免税事業者は排除対象に？

消費税率が10月から10%に引き上げられますが、今回、個人事業主にとつてもう一つ、重大な影響が考えられる消費税改定が行われます。それが、4年後の2023年(令和5年)10月から導入される「インボイス制度」です。インボイス制度？何それ？って感じですが、この制度導入によって、売上1000万円以下の免税事業者に大きな影響が出る可能性が大なのです。ということなのか、みんなで学習していきましょう。

### 組合員さんの投稿募集！

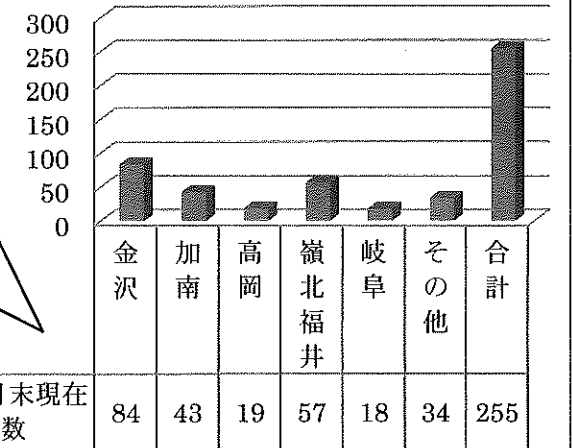
おいしいお店、穴場の観光地、家族の思い出、うれしかったこと、腹が立ったこと、組合ニュースの感想など、なんでも募集しています。メールで投稿してください。お店紹介や思い出などは、スマホなどで撮った写真に、お名前(匿名希望もありです)、簡単なコメントや日時、場所などを付けて送ってください。

10月20日(日)までに、下記のメールアドレスまで。皆さんの投稿をお待ちしています！

hokuriku-d@forest.ocn.ne.jp

### 組合員現勢 255人！

組合員数を再集計したところ、組合員数の現勢が8月末現在で255人であることが判明しました。今後、8月末の数字を起点に、増減をお伝えします。まずは、260人の突破をめざしましょう！



令和元年8月末現在  
組合員数

土木建設  
の仲間  
ダンパー！

一人はみんなのために みんなは一人のために

全労連・全日本建設交通一般労働組合

石川県本部 北陸ダンパー支部

金沢市木越町七七・二

TEL (076) 257-4885

FAX (076) 257-4886

(No.286 2019.9.25発行)